

第5回山口県障害者差別解消条例検討委員会における意見の概要

※ 記載のページ番号は資料の関連ページ

1 条例名について (P 1)

(現行案) 障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい山口県づくり条例
(変更例) 障害のある人もない人も暮らしやすい山口県づくり条例

(現行案賛成)

- ・ 「障害のある人とない人」を区別しない点が良い。また、障害があってもなくても暮らしやすい社会にしようという共生社会の理念にも合致する。

(変更例賛成)

- ・ 障害のある人について意識できる点や表現が柔らかい点が良い。
- ・ 子どもたちには「障害の有無」より「障害のある人ない人」の表現の方が理解しやすい。また、(現行案)の「誰もが」の言葉が良いので、「誰もが暮らしやすい」とするとよい。
- ・ 共生社会推進の観点から「(誰もが)共に」を加えるとよい。

2 前文について (P 1～2)

① 「インクルーシブ」の考え方に基づく取組の推進についての記述の追加について

(否定的意見)

- ・ 一般に浸透していない言葉を入れることで、県民にとって条例全体が分かりづらいイメージになるのではないかと。

(肯定的意見)

- ・ 社会に広まりつつある「インクルーシブ」の考え方を県民に普及啓発できる。
- ・ 県が「インクルーシブ」の考え方に基づき、施策に取り組んでいるという姿勢を示すことができる。

② 障害者権利条約や障害の社会モデルの考え方についての記述の追加について

- ・ 前文において既に社会モデルの考え方は盛り込まれている。「社会モデル」という言葉を入れる必要までではないのではないかと。

3 総則について (P 3)

① 「事業者」の定義の追加について

- ・ 他の条例における「事業者」の定義との整合が気になる。
⇒ 法律や条例により「事業者」の定義に違いはあるが、本条例では、障害者差別解消法が定めている事業者のうち、「県内で商業その他の事業を行う者」と定義することを考えている。

② 「障害を理由とする不当な差別的取扱い」の定義の削除について

- ・ 定義は困難かもしれないが、何が「不当な差別的取扱い」なのかが明確にならなければ紛争解決体制に持ち込むこともできないので、削除すべきではない。
 - ・ 「不当な差別的取扱い」や（「合理的配慮の提供」における）「過重な負担」については定義しづらいと思うが、定義があれば障害側も事業者側も意見が言いやすく、紛争解決にも持っていきやすくなると思う。
 - ・ 定義の条で規定することが難しいのであれば、「不当な差別的取扱いの禁止」の条に少し内容を深めて規定してはどうか。その際、「正当な理由なく障害を理由として不当な差別的取扱いを・・・」のように「正当な理由なく」を追加すべきである。
- ⇒ 「不当な差別的取扱い」の定義は難しく、議論の末に改正法でも定義されなかった点、定義することで範囲が限定されてしまうデメリットも考えられる点など、法令実務的な面から定義が困難という事情がある。

4 障害を理由とする差別を解消するための体制について（P 3）

- ・ 文書だけでは趣旨がうまく伝わらないこともあるので、事業者による条例違反の事実が認められない旨の通知をする前に、第三者を交えた、内容によっては当事者双方が直接顔を合わせての解決のための調整の仕組みがあるとよい。
 - ・ 一般的には「あっせん」とは、当事者間の紛争の解決が図られるよう第三者が落としどころを提案し、それでも当事者同士の納得がいかなかった場合は打切りになるものと理解している。しかし、本条例では、事業者側が調整委員会の「あっせん案」を受け入れなかった場合は、勧告、公表という社会的制裁が科せられるという意味で、「あっせん」ではなく「命令」に近いような印象を受ける。
- ⇒ 本条例の「あっせん」は、落としどころ、双方が歩み寄れる点を提示するという点で委員が言われる「一般的なあっせん」とさほど違いはないと考える。その上で、本条例は、障害者の権利利益の侵害の救済を図ることを目的として制定するものであり、権利利益の侵害の回復のために提示した「あっせん案」の内容が果たされないのであれば、実効性を担保するため、勧告、公表しようとしているものである。
- ・ 事業者側だけに「あっせん案」に従わない場合は勧告、公表というペナルティがあるのは事業者側にとって厳しい仕組みであり、第三者機関である調整委員会が示したあっせん案については、例え自らの主張が100%容れられなくても、障害者側にも受け入れる努力義務があるとする仕組みを確立しておく必要がある。
- ⇒ 本条例は、障害者の権利利益の侵害の救済を図ることを目的として制定するものであるため、もともと障害者に対してペナルティを科すことは想定していない。ただし、「あっせん案」に障害者側の主張が100%反映されていなくても、障害者の側も、調整委員会から示された「あっせん案」には従っていただくよう、ガイドラインや解説の中で周知していきたい。

5 共生社会の実現に向けた施策の推進等について（P 3～4）

（特段の意見なし）

6 施行期日について（P 5）

- ・ 規制部分のうち、①（不当な差別的取扱い事案に係る紛争解決体制）と②（合理的配慮の提供の義務化及び当該事案に係る紛争解決体制）の施行日を分けると、「不当な差別的取扱い」を軽んじているようにも映ってしまうため、①と②は同じ施行日の方がよい。また、国に先んじて施行するということで、候補2の令和5年10月施行がよい。
- ・ 「合理的配慮の提供の義務化」に係る周知期間は半年もあれば十分であり、総則等の公布日施行分以外は令和5年4月施行でよい。
- ・ 「合理的配慮の提供の義務化」等の施行日をいつにするかは、県が必要と考える周知期間に事業者に対して責任をもって周知いただければ、令和5年4月施行でもかまわない。

（その他）

- ・ 本条例にいう差別は物理的な差別であるが、心の差別、偏見もなくしたいという決意表明を前文に入れていただきたい。例えば、結びの部分に「偏見及び差別の解消を図ることを目指す」などと盛り込むことができれば決意表明になると思う。
 - ⇒ 条例素案においても、差別的取扱いは偏見からきていることが多いということを前文や基本理念に記載しているところであるが、前文中の決意の箇所に「誤解や偏見をなくして差別の解消に取り組む」などと記載することにより偏見の解消を前面に打ち出すことができるかどうか、検討させていただきたい。
- ・ 本条例の制定に当たって配布する文書等については、ハンディキャップを持った方も高齢の方も見やすく親しみやすいユニバーサルデザインフォントの字体にするとよい。
 - ⇒ ユニバーサルデザインフォントがどういったものかということの理解にも繋がっていくと思うので、積極的に活用していきたい。